

第32回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 北海道

断ちきろう貧困の連鎖を!! 許すな!金利引き上げ

—大会参加ならびに宿泊申し込みのご案内—

大会ホームページ：<http://cresara2012hokkaido.web.fc2.com/>

開催日 2012年 **10月27日** **土** 13:30～17:30 分科会
10月28日 **日** 9:30～13:00 全体集会

記念講演 水島 宏明氏 (法政大学教授・ジャーナリスト)
「見えにくくなる貧困～報道する内と外から見た課題」

分科会 札幌市教育文化会館 札幌市中央区北1条西13丁目 TEL (011)271-5821
かでの2・7 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL (011)204-5100

全体集会 札幌パークホテル 札幌市中央区南10条西3丁目 TEL (011)511-3131

お問い合わせ・申込書送付先

(株)JTB北海道法人営業札幌支店

『第32回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会in北海道』係
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル8階

TEL (011)221-4800 FAX (011)232-5320

営業時間：平日09:30～17:30 (土・日・祝日は休業)

【実行委員会事務局】

北海道合同法律事務所／〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 TEL:(011)231-1888 FAX:(011)281-4569

クレジット・サラ金被害者の会 札幌陽は昇る会／〒060-0051 札幌市中央区南1条東4丁目 TEL:(011)232-8605 FAX:(011)222-4135



第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 北海道



第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会実行委員会
実行委員長 弁護士 藤本 明



東日本大震災の発生から1年半が経ちましたが、被災者の方々の心中如何ばかりかとの思いが募るばかりの毎日です。心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被災地の復旧・復興と共に、被災者の方々が納得できる十分な諸対策が励行されることを願って止みません。

今回のテーマは、「断ちきろう貧困の連鎖を!!」～許すな！金利引き上げ～に決まりました。多重債務の重要な要因に「貧困問題」が上げられていることを敢えて指摘するまでもないのかもしれませんが。しかし、貧困が貧困を呼び、そして多重債務へと因果をもたらす現実を直視すればするほど、私達はこれまで培ってきた多重債務被害救済運動の経験とその成果をフルに生かして、その背景にある「貧困」という元凶の根絶により積極的に取り組んでいく必要があります。そして、今まさに「多重債務問題から貧困問題へ」という活動の展開が続けられているのです。

一方、2010年6月18日の改正貸金業法の完全施行以降、私達の更なる金利引き下げに向けての運動展開を尻目に、上限金利引き上げによる権益追及を目論む貸金業者等の策動も厳然として存在し続けています。この反動勢力に打ち勝たなければなりません。現地実行委員会は、この視点に立ってテーマを決定いたしました。

全体会での記念講演は、「見えにくくなる貧困～報道する内と外から見た課題」の題目で水島宏明法政大学教授にお話をして頂きます。ご存じのように、水島さんは、「母さんが死んだ」「ネットカフェ難民」など、多くの報道ドキュメンタリー制作に携わってこられたジャーナリストであり、私達に貧困問題の様々な断面を伝えて頂きます。

今回は、20の分科会を設けておりますが、今年は、北海道に縁のある石川啄木の没後100年に当たる年でもあります。そこで「石川啄木と貧困」分科会とこどもの貧困を身近な問題として捉えた「なくそうこどもの貧困」分科会を設けました。いずれも地元団体等による企画です。



北海道の10月末は、食欲の秋に叶う美味しい物が多々出揃う季節です。また、紅葉の季節としては少し早いですが、会場から少し足を伸ばして頂ければ一足早い紅葉も鑑賞できるかもしれません。分科会、全体会において、多重債務問題、貧困問題の各取組みに資するべく沢山の情報収集と研鑽を積んで頂き、そして、爽やかな風の下、美味しい空気や食べ物を堪能し、明日からの活動のエネルギーとされることを願っております。

現地実行委員会のメンバー一堂、皆さんの参加を心よりお待ちしております。

第 32 回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 北海道

断ちきろう貧困の連鎖を!!
—許すな! 金利引き上げ—

❖ 集会概要

日 時：2012年(平成24年)10月27日(土)～28日(日)

場 所：分科会 ① 札幌市教育文化会館 札幌市中央区北1条西13丁目
② かでる2・7 札幌市中央区北2条西7丁目
全体集会 札幌パークホテル 札幌市中央区南10条西3丁目

詳細日程

27日(土)

受 付 12:30～13:30

受付会場 札幌市教育文化会館、かでる2・7 (各々に受付があります)

分科会 13:30～17:30 (詳細は分科会一覧表をご覧ください)

懇親会 18:30～20:30 札幌パークホテル

28日(日)

受 付 9:00～9:30 札幌パークホテル

全体会 9:30～10:00 挨拶・反貧困全国キャラバン報告

10:00～11:00 講演「見えにくくなる貧困

～報道する内と外から見た課題」

講師 水島 宏明 氏

(法政大学教授・ジャーナリスト)

11:00～12:00 1. 被害者体験報告

2. 特別報告

① 被災地からの報告

② イギリス被害者団体報告

③ 貸金業法改悪に対する取り組み

12:00～13:00 分科会報告、全体集会まとめ

分科会一覧表

10月27日(土) 13:30~17:30

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
1	なくそうこどもの貧困	各種統計により、子どもの貧困の可視化は進んでおりますが子どもの置かれている現状は厳しいままです。本分科会ではさまざまな現場からの報告により子どもの貧困を身近な問題として認識し、各地域での取組みの情報を交換し、私たちにできることを探り、実践に移す第一歩とします。	現地実行委員会
2	石川啄木と貧困 —新しき明日の来るを信ず—	「しんとして幅広き街の 秋の夜の 玉蜀黍の焼くるにほひよ」石川啄木が札幌にその足跡を印したのは、明治40年9月14日から27日までのわずか14日間でした。啄木没後100年の記念すべき年に、その生涯と作品を振り返り、彼が信じた「新しき明日」について、存分に語り合ひましょう。	札幌陽は昇る会
3	震災による様々な問題と向き合い、これからの支援のあり方を考える	東日本大震災発生から1年以上が経過した中、被災地域や避難先での生活の現状や問題点の報告から見えてくる、私たちがなすべきこと、これからの支援のあり方などを検討します。	現地実行委員会
4	脱「保証人」依存社会～保証被害をなくすために～	保証人被害(連帯保証人・根保証を含む)は古くて新しい問題です。最近では、住まい・雇用・教育・医療・介護などあらゆるセーフティネットにおいて保証人が求められます。「保証人が立てられない人」が社会的に排除される問題があります。そして、これにつけ込んだ「保証人紹介ビジネス被害」があります。現在、法制審議会では民法改正が審議中ですが、保証人保護規定の導入は勿論のこと、個人保証を原則禁止する法規制も検討されるべきです。身近な保証人問題について、様々な角度から考えてみたいと思います。	保証被害対策全国会議
5	生活保護制度はどこに向かうのか	生活保護制度は利用者が210万人を超え、日本の貧困を下支えしています。しかし、世論や国会では誤解や偏見が蔓延し、生活保護利用者の暮らしや思いに配慮することなしに、一方的な切り下げの議論のみが繰り返されています。今こそ、生活保護制度のあり方が問われています。本分科会では、生活保護制度について知識を深めるとともに、その重要性を皆さんと一緒に再確認し、経済的困窮者の生活再建のために私たちに何ができるかを考えていきます。	生活保護問題対策全国会議
6	非正規労働の現状と課題	非正規労働者はいまや全労働者の35%を超え、特に、女性や若い世代では50%を超えています。不安定で劣悪な非正規労働の現状を明らかにするとともに、正規と非正規の格差をどう乗り越えていけばよいのかを考えます。	非正規労働者の権利実現全国会議
7	動き出したセーフティネット貸付—生活困窮者支援としての貸付について考える—	国の「社会保障・税一体改革大綱」では、生活困窮者対策を含む「生活支援戦略」を2012年秋頃に策定することとされ、その中で家計再建指導、家計再建資金の貸付のモデル事業が検討されています。今こそ、生活再建支援としての貸付であるセーフティネット貸付の在り方について、意見を交換し、実現に向けて活動していきましょう。	セーフティネット貸付実現全国会議
8	消費者問題としてのパチンコ～パチンコ遊戯者の命と健康～	パチンコは大量の依存症患者を日々生み続けています。本来、賭博として取り締まられなければならないという点に加えて、店内において分煙、禁煙がされていないこと、18歳未満であっても容易に入店できること、大騒音に、デジタル画面上のサブミナル効果疑惑まで、パチンコ店を取り巻く現状は、パチンコを安全に楽しむことのできる環境からほど遠いといわなければなりません。そこで、パチンコ店における顧客が置かれている環境、その問題点を研究し、議論する企画を考えています。	依存症問題対策全国会議・国際交流部会
9	強欲資本家のやり放題を許さない！ 武富士と武井家の責任を徹底追及しよう！！	武富士の会社更生手続では、過払債権者が91万人を超え、過払債権額は約1兆3800億円にも達しています。武富士に対する過払債権者は、支払う必要のない高金利を長年にわたり騙し取られ脅し取られてきたのですから、いまさら過払金を返還できないと言われても、到底納得できるものではありません。一方で、武富士の創業者たちは、武富士の違法営業で築き上げた巨万の富を享受しています。こうした不正義は決して許すべきではありません。強欲資本家のやり放題を許さないため、全国の知恵と力を結集しましょう！	武富士の責任を追及する全国会議

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
10	クレ・サラ被害者同士の交流	多重債務者の原因は生活苦、低所得、病気、医療費、教育費、失業、給料・残業代のカット等が大半を占めています。「借金しているのは恥ずかしい事」「返せない自分が悪い」と思いこみ、家族・友人にも相談できず一人で悩み、過払いであることさえ知らずに、死ぬしかないまで追い込まれています。この分科会では、同じ悩みを持った仲間同士で借金の苦しみ・悩みなどを話し合しましょう。真面目に働いても食べられない社会、多重債務の根本的原因が貧困にあること、貧困をなくしていかなければ多重債務問題の解決がないことが見えてくると思います。	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
11	クレ・サラ被害者の会・相談員交流	相談員は被害者と共に闘い、被害者を支援する、なくてはならない存在です。この分科会では、日々の相談活動の中での悩み苦しき、喜びや楽しみをともに分かち合いたいと思います。被害者の目線で優しく丁寧に相談できる被害者の会らしい相談のあり方、相談員として心がけていること、「被連協・相談マニュアル」「ヤミ金対策マニュアル」に基づく相談などなど、相談員の悩みもふくめてじっくりと話し合い、心にうるおいを取戻し、また明日からの元気な活動に活かします。	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
12	ヤミ金融・システム金融を撲滅するために～貸金業法・利息制限法改悪論に反撃する～	改正貸金業法完全施行から2年、「ヤミ金問題」を口実とする貸金業法・利息制限法改悪の動きに対し、しっかりと反撃しなければなりません。今年も、「全国ヤミ金融対策会議」と「手形・小切手ヤミ金（システム金融）対策全国会議」と合同で分科会を行います。	全国ヤミ金融対策会議・手形・小切手・ヤミ金（システム金融）対策全国会議
13	自治体における多重債務対策と自死対策との連携	多重債務など生活苦・経済苦による自死者数は、年間3万人以上に及ぶ自死者の中で大きな割合を占めています。そこで、自死を企図する行為を防ぐため、様々な社会資源を活用した連携の在り方を検討したいと思います。	行政の多重債務対策の充実を求める全国会議／全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
14	ホームレス法的支援入門と各地の支援の情報交換	ホームレス支援を始めるための入門的知識を提供するとともに、ホームレス支援に取り組む法律家やクレサラ被害者の会の間で、各地の支援についての情報交換を行います。	ホームレス法的支援者交流会
15	クレサラ裁判実務～残された重要問題について～	クレサラ裁判実務（過払訴訟、貸金請求訴訟又は保証債務履行請求訴訟等）において、未だ混迷している重要問題につき、利息制限法の原点と基礎に立ち返って検討します。	43条対策会議
16	悪質商法対策の検討・地方消費者行政の充実	前半は、提携リース被害、出会い系サイト被害を取上げます。特商法の適用除外等の抜け穴の現状や対応策も検討します。後半は地方消費者行政活性化基金終了後の対応等、地方消費者行政の充実化策について検討します。	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議
17	上限金利はどうあるべきか？～利息制限法の上限金利の引き下げで3Kから3Tへの転換を！～	利息制限法の問題は高金利だけでなく、金額、量的規制の問題でもあり、多重債務と同時に過重債務の問題でもあります。サラ金問題は「高金利」「過剰貸付」「過酷な取り立て」の3Kですが、私たちは「低金利」「適切な貸付金額」「丁寧な返済相談」という3Tを目指しています。そして、私たちは、この3Kから3Tへの転換の一つの重要な要素が、利息制限法の上限金利の引き下げであると考えています。	利息制限法金利引下実現全国会議
18	函館経済ジャーナル問題を考える	借金の返済を続けていくことがもうできない。でも、ある雑誌のせいで自己破産の手続きに踏み切れない。官報にある破産や再生をした人の氏名住所を転載しているという問題について、活動報告及び法律的な解説をします。	全国青年司法書士協議会 消費者問題対策委員会
19	我が国の人材育成を考える～給付型奨学金の実現と司法修習生に対する給費制の復活を求めて～	近年、奨学金の返済滞納者に対して、強硬な取立てが行われるようになり、社会問題となっています。また、司法修習生に対する給費制が廃止となり、司法修習期間の費用について貸与制が開始されています。我が国の将来を支える人材の育成を個人の受益の問題に転嫁し、国が負うべき本来の責務を放棄している現状に焦点をあて、問題の克服とあるべき制度を模索します。	ビギナーズ・ネット北海道支部
20	インターネット消費者取引被害～原因から回収まで～	インターネット消費者取引被害につき、実際のサクラサイトのデモを通じて手口を解説。多様化複雑化する取引内容と決済方法の関係法令を徹底検討し、実例を交えて受任から回収までの実務対応について議論します。	インターネット詐欺・決済被害対策チーム

申し込みから各種参加証お受け取りまでのご案内

- ① 参加を希望される方は、別紙参加申込書に必要事項を全てご記入の上、**9月14日(金)**までにJT北海道人営業札幌支店へ、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。お電話によるお申し込みは一切お受けできませんのでご了承願います。
- ② 申込み受付後「集会参加券」「分科会確認証」「懇親会参加券」「ご請求書」及び「振込用紙」をお申し込み頂いた方へお送りさせていただきます。(10月上旬発送予定)
- ③ お送りした各種参加証等の内容をよくご確認の上、振込用紙をご利用になり、10月12日(金)までに、指定口座へ代金をお支払い下さい。(なお、大変恐縮ですが振込手数料は参加される方の自己負担にてお願い申し上げます。)

I 集会・懇親会参加について

- ・交流集会のみ参加 (参加-1)

一般参加者 2,000円 弁護士・司法書士 8,000円

- ・交流集会と懇親会参加 (参加-2)

一般参加者 8,000円 (2,000円+6,000円)

弁護士・司法書士 16,000円 (8,000円+8,000円)

【参加区分表】

	交流集会	懇親会
参加-1	○	×
参加-2	○	○

☆申込み区分は、上記の「参加-1」・「参加-2」の区分となります。

※集会資料代を含みます。

※集会当日は、後日発送される「集会参加券」を受付にご提出願います。

※集会参加費のご返金は致しかねますのでご了承ください。

※申込み方法：申込書の「集会参加」欄の該当欄 (参加-1・参加-2) に○印をお願いします。(所属団体名もご記入願います)

II 分科会について

1日目に開催される分科会の希望をご記入下さい。会場の都合上、ご希望通りの分科会にご参加できない場合もございますので、第2希望までご記入下さい。

※申込方法：申込書の「分科会参加希望」欄にご希望の分科会番号をご記入願います。

※ご参加いただく分科会は、後日郵送されます「分科会確認証」にてご確認下さい。

※分科会会場は2カ所にわかれておりますので、事前に分科会会場をご確認下さい。

III ご宿泊のご案内

- ・宿泊取扱期間：平成24年10月27日(土)

- ・ご宿泊代金は1泊朝食付き・税サービス料込となっております。

- ・ご宿泊ホテル及び代金は次ページをご参照ください。

宿泊について（募集型企画旅行）

宿泊のご案内：宿泊設定日：10月27日(土)

◆宿泊条件：1泊朝食付（サービス料・消費税込）

ホテル名 (所在地：札幌市)	アクセス	セールスポイント	室タイプ	宿泊代金	申込記号
札幌パークホテル (中央区南10西3丁目)	地下鉄南北線 中島公園駅 徒歩約1分	全体集會会場	シングル	8,800円	A-1
ホテル京阪札幌 (中央区北6西6丁目)	JR札幌駅から 徒歩4分	交通至便 大浴場完備	シングル	7,800円	B-1
			ツイン	6,400円	B-2
ホテルライフオーツ札幌 (中央区南10西1丁目)	地下鉄南北線 中島公園駅 徒歩約3分	全体集會会場近く のホテル	シングル	6,800円	C-1
			ツイン	5,800円	C-2
ホテルノースシティ (中央区南9西1丁目)	地下鉄南北線 中島公園駅 徒歩約4分	全体集會会場近く のホテル	シングル	6,400円	D-1
			ツイン	5,700円	D-2

- ・ツイン料金はツインルームをお二人様で利用される場合のお一人様あたりの料金です。
- ・ツインルームご利用の方は申込書に同室者名を必ずご記入ください。
- ・お申し込みは申込記号でご記入ください。先着順での受付とさせていただきます。
満室の場合は、代案ホテルにてご案内をさせていただきます。



お申込方法について

別紙申込書に必要事項をご記入の上、**2012年9月14日(金)**までにJTB北海道法人営業札幌支店大会デスクへFAXか郵送にてお申込下さい。

※ご郵送の場合は必ず原本の控え（コピー）を保管して下さい。

変更・取消について

申込後の変更・取消について

取消し及び変更が生じた場合は、お申込みの際の申込書を変更・取消箇所が分かるよう訂正の上、必ずFAXにてJTB北海道法人営業札幌支店大会デスクにご返信下さい。

- ・受付締め切り後（9月18日以降）の取消につきましては、参加費のお支払いが必要となりますので、ご了承ください。
- ・宿泊・懇親会取消につきましては下記の料率の金額を取消料として申し受けます。

	7日前から3日前まで	前日	当日	無連絡
宿 泊	30%	50%	100%	
懇 親 会	50%	100%		

個人情報の取扱いについて

当社は今回の大会のお申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡に利用させていただくほか、お申込みいただいた運送・宿泊等の提供するサービス受領の為の手続きに必要な範囲内でのみ利用させていただきます。合わせて、大会事務局に提出させていただきます。それ以外の目的で利用することはございません。

お申込み・お問合せ先について

JTB北海道 法人営業札幌支店「第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会」係

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル8階

TEL 011 (221) 4800 FAX 011 (232) 5320

営業時間 平日：9：30～17：30（土・日・祝日は休業）

◆ご旅行条件（要約）

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB北海道（札幌市中央区北1条西6丁目1-2 観光庁長官登録旅行業第978号 以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

また、契約の内容・条件とは、各プランに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

お申込書に所定の事項を記入し、指定の期日までに旅行代金全額をお支払いください。

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2012年7月17日を基準としています。また旅行代金は2012年7月17日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

一般旅行業務取扱管理者：阿部 晃士

一般旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱主任者にお尋ねください。



旅行企画・実施 JTB北海道

観光庁長官登録旅行業第978号

日本旅行業協会正会員

ボンド保証会員

2012年第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 北海道 参加・宿泊申込書

申込締切日 9月14日 (金)
 FAX (011) 232-5320

申込者または代表者	年齢： 歳 性別 男 ・ 女 ○印をお付け下さい
希望連絡先・郵送先	勤務先 ・ 自宅 (○印をお付け下さい)
勤務先・団体名	〒 北海道府県
上記勤務先住所	TEL： FAX： 携帯：
自宅その他住所	〒 北海道府県
	TEL： FAX： 携帯：

ご返金の際の振込先口座番号

金融機関名	銀行	支店
口座番号	普通	当座 (○印を)
フリガナ		
口座名義		

No	フリガナ 参加者氏名	所属団体名 区分 ○印をお付け下さい	性別 ○印	集会参加 (○印) 参加 1・2	分科会参加希望		宿泊プラン		備考欄
					第1希望	第2希望	希望 ホテル記号	同室者希望 氏名記入	
例	サッポロ タロウ 札幌 太郎	(札幌〇〇会) 一般・弁・司	男 女	参加 1・2	1	2	A-2	江別 次郎 禁煙	
1		() 一般・弁・司	男 女	参加 1・2					
2		() 一般・弁・司	男 女	参加 1・2					
3		() 一般・弁・司	男 女	参加 1・2					
4		() 一般・弁・司	男 女	参加 1・2					
5		() 一般・弁・司	男 女	参加 1・2					

※郵送申込の場合、複写などにより控えを保管して下さい。5名以上の場合、本用紙を複写してご利用下さい。
 ※本申込書においてお伺いする住所・氏名などの個人情報、本集会運営上に必要な業務においてのみ使用し、終了後速やかに適切な処理を行います。

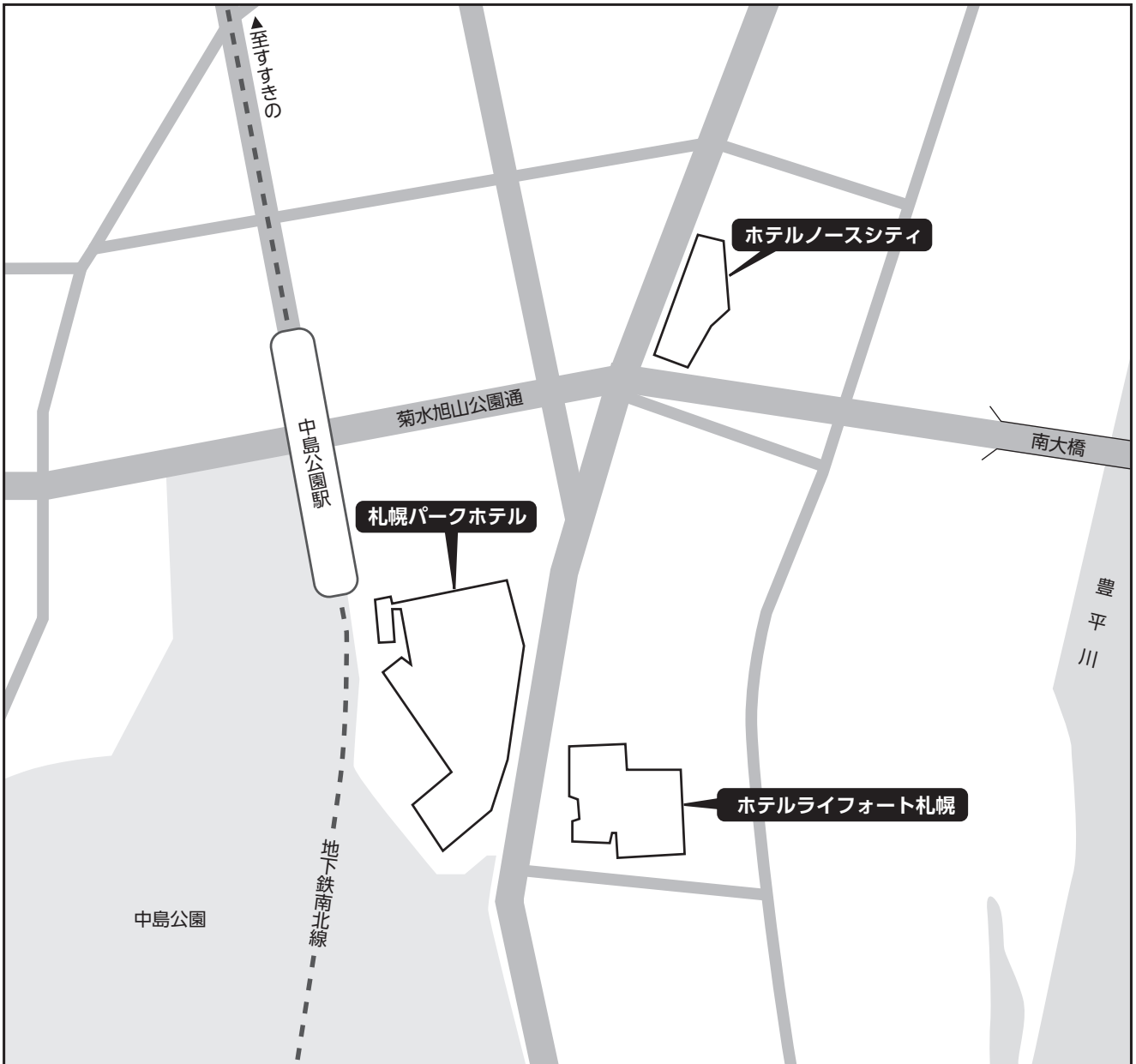
申込先 株式会社 JTB 北海道法人営業札幌支店
 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
 アーバンネット札幌ビル8階
 TEL (011) 221-4800 FAX (011) 232-5320

全体集会・分科会会場案内図

JR 札幌駅から地下鉄で各集會会場へ移動される場合は、地下鉄南北線及び東西線（大通駅乗り換え）をご利用ください



宿泊ホテル案内図



飛行機利用の場合

〈JR〉

新千歳空港—JR 札幌駅まで約 40 分 〈1,040 円〉

〈バス〉

新千歳空港—札幌都心まで約 60 分 〈1,000 円〉





- 主 催：全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 第32回全国集会現地実行委員会
- 後 援：内閣府*、総務省、金融庁*、消費者庁*、北海道財務局、北海道、札幌市*、日本弁護士連合会、札幌弁護士会、旭川弁護士会*
釧路弁護士会、函館弁護士会*、日本司法書士会連合会、札幌司法書士会、旭川司法書士会、釧路司法書士会、函館司法書士会、
法テラス札幌、北海道消費者協会、札幌消費者協会、北海道社会福祉協議会、札幌市社会福祉協議会（※は申請中。8月6日現在）
- 協 賛：北海道労働者福祉協議会
- 〈参加費用〉◎分科会・全体集会参加のみ 弁護士・司法書士8,000円、被害者の会・一般2,000円
◎懇親会 弁護士・司法書士8,000円、被害者の会・一般6,000円